海津市人権教育・啓発基本計画

（第２次改定版）

（案）

海　津　市

目　　次

第１章　　計画の策定 ・・・ 1
１．計画策定の背景 ・・・ 1
（１）世界の動き ・・・ 1
（２）国の動き ・・・ 2
（３）県の動き ・・・ 3
（４）市の動き ・・・ 4
２．計画改定の趣旨 ・・・ 5
３．計画の目的・性格 ・・・ 5
４．計画の基本理念 ・・・ 6
第２章　　人権教育・啓発の推進方策 ・・・ 7
１　人権一般の普遍的な視点からの取組 ・・・ 7
（１）人権教育 ・・・ 7
（２）人権啓発 ・・・ 9
２．様々な人権課題に対する取組 ・・・ 11
（１）女性 ・・・ 11
（２）子ども ・・・ 13
（３）高齢者 ・・・ 15
（４）障がいのある人 ・・・ 18
（５）同和問題 ・・・ 20
（６）外国人 ・・・ 23
（７）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等 ・・・ 25
（８）刑を終えて出所した人 ・・・ 27
（９）犯罪被害者等 ・・・ 28
（10）インターネットによる人権侵害 ・・・ 30
（11）北朝鮮当局による拉致問題等 ・・・ 33
（12）その他の人権 ・・・ 34
第３章　　計画の推進 ・・・ 39
１．推進体制 ・・・ 39
２．関係機関との連携 ・・・ 39
３．人権に関する職業従事者に対する研修等の推進 ・・・ 40
４．計画の見直し ・・・ 40

第１章　計画の策定

１．計画策定の背景

（１）世界の動き

世界の人々は、20 世紀の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、「平和」や「人権」がいかに大切かということを痛感しました。その反省と世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、昭和 23（1948）年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」は、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされています。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権課題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連は、平成６（1994）年の第 49 回総会において、平成７（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議とその行動計画を採択し、平成 16（2004）年の総会では、人権教育を国際社会が協力して取り組むよう「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。平成 17 年（2005 年）１月から平成 19 年（2007 年）12 月までの３か年を第一段階と定め、初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、このための行動計画案が提示されました。平成 22 年（2010 年）～平成 26 年（2014 年）までを第二段階とする行動計画が提示され、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置くこととされました。さらに、平成 27 年（2015 年）１月から平成 31 年（2019 年）年 12 月までの第三段階では、第一段階と第二段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

このほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成 17 年（2005 年）から平成 26 年（2014 年）までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」を採択し、各地で取り組みを進めることとしています。「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の 10 年」や「国際年」といった取り組み、12 月 10 日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

（２）国の動き

わが国においては、昭和 22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第 14 条）」と規定するなど、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和 54（1979）年の「国際人権規約」、平成７（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約を批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成９（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする人権重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

平成 12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、平成 14 年（2002 年）3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成 20 年（2008 年）3月までに３次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。さらに、平成 23 年（2011 年）４月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。平成 28（2016）年 12 月には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

現在、啓発活動強調項目として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネットを悪用した人権侵害、アイヌの人々、ホームレス、性的指向を理由とする偏見や差別、性同一性障害を理由とする偏見や差別、北朝鮮当局による人権侵害問題、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別の 17 項目が取り上げられ多岐にわたっています。

このように、国では様々な人権を具体的に保障するために、法改正をはじめとした個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取り組みが進められています。

（３）県の動き

岐阜県では、平成４（1992）年に同和問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する外部組織として「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置し、同和問題解決のための啓発を推進してきました。その後、様々な人権問題に対応するため、平成 14（2002）年に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、平成 15（2003）年に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、平成 17（2005）年には「岐阜県人権懇話会」と改称し、取り組むべき人権課題に対する意見を聴き、課題の解消に向けた施策に反映する一方、平成 12（2000）年には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて各種の人権啓発事業を展開しています。

また、平成 14（2002）年に「岐阜県人権同和教育基本方針」、平成 15（2003）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条「地方公共団体の責務」に応え「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、地域の実情を踏まえ人権教育・人権啓発に関する

推進施策を実施してきました。

平成 25 年（2013 年）３月には「岐阜県人権施策推進指針＜第二次改定＞」改定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位置づけ、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

（４）市の動き

海津市（以下、「本市」という。）は、平成 17（2005）年３月の海津町・平田町・南濃町の海津郡３町の合併直後に人権推進関係団体の代表者で組織する「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置して人権・同和問題の解消に努めてきました。

さらに従来の取組を継続・発展させることとして、平成 18（2006）年６月には「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置して基本計画の策定に着手し、同年８月に「人権についての市民意識調査」を実施、同年 12 月には「人権尊重の都市」宣言を行い、平成 19（2007）年３月に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

その後、平成 24（2012）年３月には、これまでの活動の成果を総合的に評価したうえで見直しを行い「海津市人権教育・啓発基本計画（第１次改定版）」を策定し、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を願い、人権思想の普及に努めるなど広く人権施策を推進してきました。

２．計画改定の趣旨

本市では、平成 24 年（2012 年）に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第１次改定版）」に基づき、基本理念である「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向け、多岐にわたる問題を総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がいのある人など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットによる人権侵害、性同一性障害者に対する差別等、多義にわたる問題も生じています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「海津市人権教育・啓発基本計画（第２次）」を策定することとしました。

３．計画の目的・性格

本計画は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としたものです。

「人権教育・啓発推進法」に基づき、「海津市総合計画」との整合を図りながら、本市が今後、取り組むべき人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 か年とします。

４．計画の基本理念

本計画は、平成 18（2006）年 12 月 12 日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよいまちの実現」をめざして策定するものです。

この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び岐阜県の「人権施策推進指針における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進すること）」に準ずるものです。

〔基本理念〕

人権が尊重され、差別や偏見のない
明るく住みよい社会の実現

本市では、「人権尊重の都市」宣言に基づき、市民一人ひとりが、人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざしています。

すべての市民の人権が尊重される社会を実現していくためには、市民、学校、企業、行政が一体となった協働のまちづくりを、それぞれの役割分担のもとに本計画を推進していくことが重要です。

第２章　人権教育・啓発の推進方策

1　人権一般の普遍的な視点からの取組

（１）人権教育

現状と課題

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第２条）を指し、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりのライフステージに合わせ、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

市民意識調査によると、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「学校教育の中で人権意識を育てる」の割合が最も高く55.0%、「慣習や社会の仕組みを改善する」の割合が 36.0%、「家庭の中で人権意識を育てる」の割合が 24.5%となっており、家庭や学校、地域社会における人権教育の充実が求められています。（図 2-1）

図 2-1　人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について

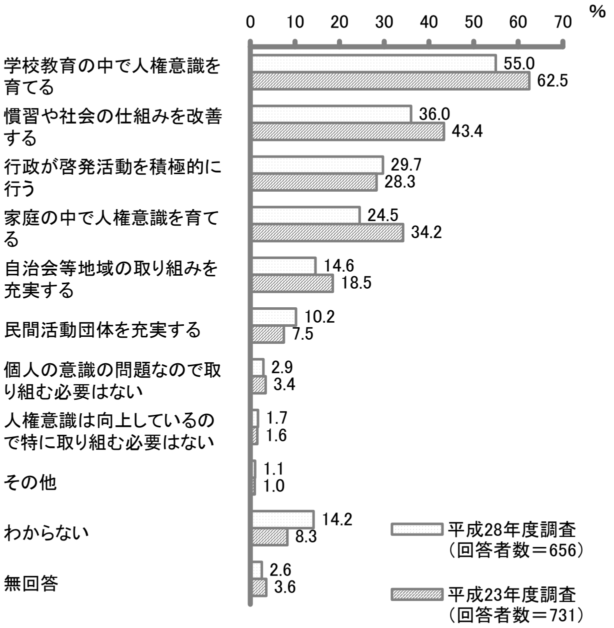

資料：海津市人権に関する市民意識調査

生涯にわたって豊かな人権感覚を養ううえで家庭の果たす役割は極めて重要であり、なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

また、人格形成に大きな影響のある学齢期での人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育において、児童生徒の発達段階に対応し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うとともに、家庭や地域における日常のつきあいの中で培われる人権感覚や人権意識を高めるため、地域の住民に対する社会教育活動や交流活動などで活発に推進することが必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
1	発達段階に応じた学校教育	○幼児期においては豊かな体験活動を通して道徳性の芽生えを培い、小・中学校では自己を見つめる力と他を思いやる心を育て、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の信頼関係を築き、一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。	学校教育課
2	教職員研修の充実	○教職員の人権に関する意識・感覚の向上を図り、人権尊重の理念を正しく理解し、伝えることのできる人材の育成、研修等の充実を図ります。	学校教育課
3	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う学校訪問活動を支援します。	学校教育課
4	学校と家庭・地域の連携の充実	○小・中学校等と家庭及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくります。 ○「あったかい絆宣言」の内容に沿った取組を促進します。	学校教育課 社会教育課
5	生涯学習の充実	○家庭教育学級をはじめ、成人教育講座や高齢者学級など生涯学習における人権研修の充実を図ります。 ○「人権啓発推進大会」を学習内容に位置づけ、人権学習の機会の充実を図ります。	社会教育課
6	地域活動を支える担い手の育成	○子育て支援関係団体を対象にサポーターリーダー養成講座を開講するなど、市民による自主的な活動を支援します。 ○家庭教育講演会や家庭教育学級において、情報モラル等の重要性を認識し、家庭や地域で取り組むよう、啓発を行います。	社会教育課

No.	推進施策	内容	担当課
7	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う相談や交流事業などの社会活動を支援します。	市民活動推進課

（２）人権啓発

現状と課題

人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第２条）を指し、人権教育と同様に、市民一人ひとりのライフステージでほかの人の人権に配慮した行動をとることが日常生活の中に根付くよう、研修や広報活動などの事業を推進する必要があります。

市民意識調査では、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「行政が啓発活動を積極的に行う」の割合が 29.7%となっています。（図 2-1）

また、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」の割合が最も高く 60.2%、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」の割合が 46.2%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること」の割合が 40.2%、「学校・職場で、人権を尊重する意識を高めあうこと」の割合が 32.3%となっており（図 2-2）、人権に対する意識を高め、正しい理解をすることが重要です。

図 2-2　人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて

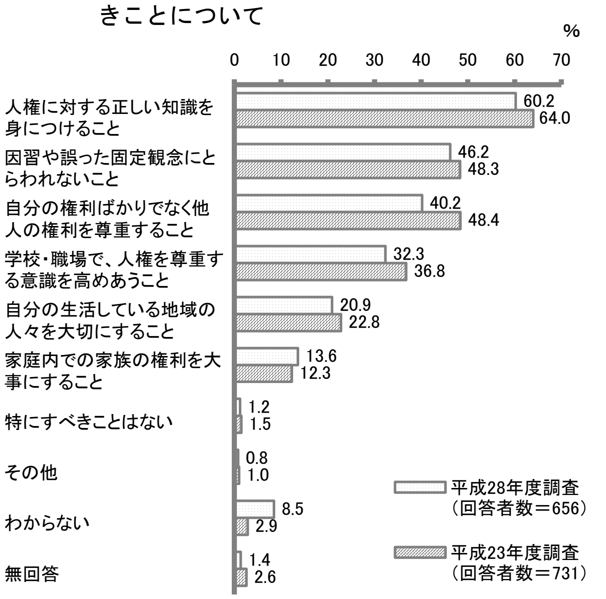

資料：海津市人権に関する市民意識調査

あらゆる人権問題に対して、誰もが関心を持ちそれぞれの問題に関して正しい理解をするため、人権問題に関する講演・研修をはじめ、広報などを通じてより効果的な人権啓発活動が必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
８	「人権尊重の都市」宣言の周知	○「差別のない明るく住みよいまちの実現」をめざす「人権尊重の都市」宣言の趣旨を広く普及し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
９	人権作品の募集	○市内小・中学校の児童・生徒を対象に「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットなど啓発物品の配布と併せ、児童・生徒の人権教育と市民の人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
10	人権講演会の充実	○「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」などを開催し、有識者による講演及び関連冊子・物品の配布を通して広く市民の人権啓発に努めます。	市民活動推進課
11	人権擁護委員活動の支援	○人権相談会 会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○街頭啓発 産業感謝祭など市主催イベントでの啓発活動を支援します。 ○市役所内に常設人権相談窓口を設置し、人権擁護委員または管轄法務局との連絡・調整を図ります。	市民活動推進課
12	国との連携	○特設人権相談所管轄法務局が開催する相談会に対して、会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○市報などを活用する告知人権週間の告知など、国との連携により人権尊重の理念の普及に努めます。	市民活動推進課

２．様々な人権課題に対する取組

（１）女性

現状と課題

日本国憲法では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されています。

国では「男女共同参画社会基本法」の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」の制定・改正、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児・介護休業法」等の改正、「子ども・子育て支援法」の制定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行など女性の人権、男女の働き方、子育て支援など、男女共同参画に関わる法整備が進んでいます。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習などには、今なお固定的な性別役割分業意識が残っており、そのことが社会生活のさまざまな場面において、女性の社会参画への妨げとなっています。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害も起こっています。

市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと思うことについて、「雇用、昇進、昇給などでの男女の差別」の割合が最も高く 47.6%、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担の意識があること」の割合が 35.7%となっています。（図 2-3）また、女性の

図 2-3　女性の人権が尊重されていないと思うことについて

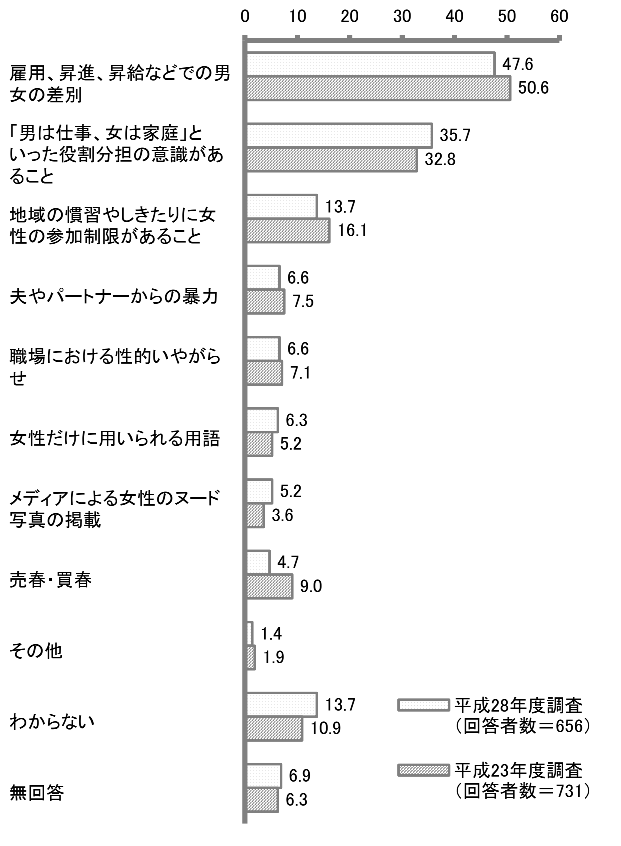

資料：海津市人権に関する市民意識調査

人権を守るために必要なことについて、「雇用や、職場における昇進、昇給などの男女平等を実現する」の割合が最も高く 52.7%となっています。（図2-4）

これらのことから、職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組への支援が必要です。また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりとあわせ、女性に対するさまざまな暴力を根絶するための取組が重要です。

図 2-4　女性の人権を守るために必要なことについて

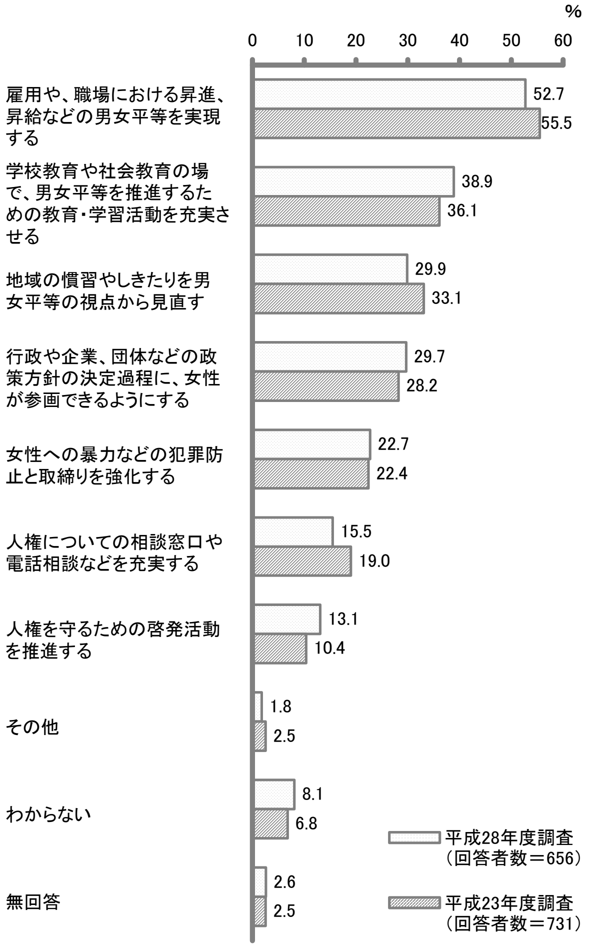

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
13	男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実	○人々の意識の中に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が、今も根強く残っていることから、これを解消し、理解を深めるため「男女共同参画セミナー」等の啓発活動を充実します。	市民活動推進課

No.	推進施策	内容	担当課
14	女性等に対するあらゆる人権侵害の防止	○暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた外に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（ＤＶ）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。 ○配偶者等からの暴力（ＤＶ）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。	社会福祉課
15	施策・方針決定の場における女性の参画の拡大	○男女共同参画社会を実現するため、審議会等、公的機関において、女性の意見が反映されるよう、女性委員の登用を積極的に推進します。	市民活動推進課

（２）子ども

現状と課題

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて基本原理・理念として示されています。

国では国連の「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」「いじめ防止対策推進法」の施行、「児童福祉法」の改正など、子どもの人権擁護に積極的な取組を行っています。

しかし、近年、急激な社会構造の変化に伴い、少子化や核家族化、ひとり親家庭の増加、人間関係の希薄化や地域における教育力の低下などにより、子育ての孤立化も進んできており、スマートフォンやインターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報も氾濫しています。これらのことから児童の商業的性的搾取、いじめ、不登校、体罰、少年非行、薬物乱用、家庭内暴力、スマートフォンを介したインターネット上の書き込みによるトラブルや人権侵害など、子どもたちの人権をめぐる問題が深刻化しています。

本市は、平成 27 年に「海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、子どもたち一人一人が生きる力を身に付け、社会に貢献できる大人に成長するまちづくりの実現に取り組んでいます。

市民意識調査によると、子どもの人権が尊重されていないと思うことについて、「いじめを見てみぬふりをすること」の割合が最も高く 33.8％、「親による子どもの虐待」の割合が 32.8％、「子ども同士のいじめ」の割合が 30.8％となっています。（図 2-5）また、児童虐待を発見したときの行動について、「子ども相談センターや福祉事務所に知らせる」の割合が 51.4％、「民生委員・児童委員や主任児童委員に知らせる」の割合が 19.2％と 7 割の市民が通報の義務を意識しており、「どこ（誰）へ知らせたらいいのかわからない」の割合が 18.3％となっています。（図 2-6）

児童虐待については、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、次世代に引き継がれており、早期発見、早期対応に努めることが重要であることから、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取組による子育て家庭への支援体制が求められています。

今後も、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりが必要です。

図 2-5　子どもの人権が尊重されていないと思うことについて

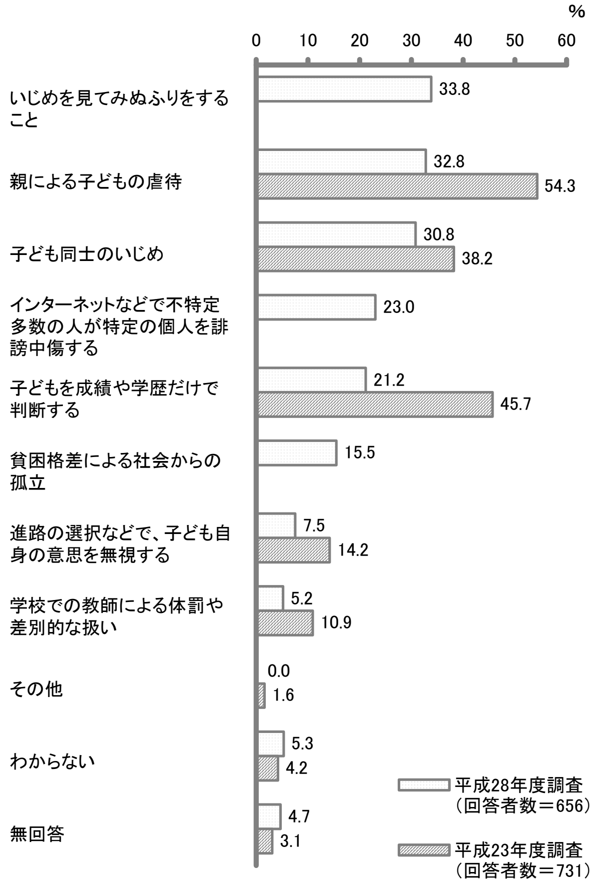

注）平成 23 年度調査では「いじめを見てみぬふりをすること」「インターネットなどで不特定多数の人が特定の個人を誹謗中傷する」「貧困格差による社会からの孤立」の選択肢はありません。

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-6　児童虐待を発見したときの行動について

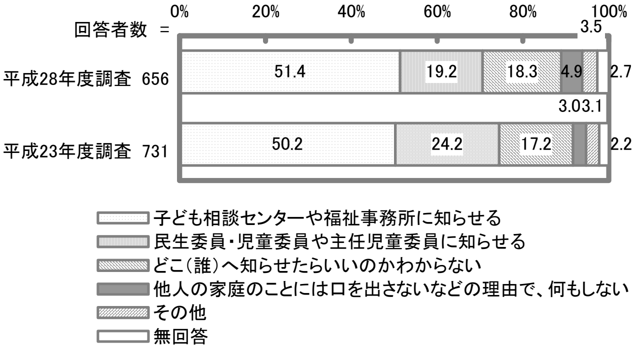

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
16	子どもの権利についての啓発	○子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように、子どもの権利の周知啓発を行うとともに、海津っ子議会をはじめ、子どもが社会や行政に参加する機会提供に努めます。	市民活動推進課
17	児童虐待の防止と早期対応	○保護者の悩みなどの軽減を図るために、相談窓口の充実を図ります。 ○子ども相談センター、学校、警察等の関連機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化を図るとともに、虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の啓発に努めます。	社会福祉課
18	子どもの人権意識の育成	○学校教育において、確かな学力の定着を図るとともに、心の教育に焦点をあてたボランティア活動、自然体験活動、異世代交流などを積極的に推進します。	学校教育課

（３）高齢者

現状と課題

わが国では、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因として、少子・高齢化が進行しており、全国民の４人に１人が 65 歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。このような中、社会参加の意欲があるのに年齢を理由にその機会を奪われることや身体的虐待、食事や介護の放棄、話をしないなどの心理的虐待、財産権の侵害のほか高齢者を狙った詐欺事件の被害など「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られます。

国では「高齢社会対策基本法」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、「新しい高齢社会対策大綱」の策定など、様々な対策がとられています。

本市においても例外なく高齢化は進行しており、平成 28 年４月１日現在の高齢化率は 29.1％、後期高齢化率 13.4％となっています。進行する高齢化に対応するため、「海津

市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の暮らしを支援しています。

市民意識調査によると、高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて、「まだ働けるのに、能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が最も高く 46.5%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が 27.6%、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」の割合が 19.8%となっています。さらに「高齢者に対する虐待が増えていること」の割合が 17.4%と前回調査より 5.0 ポイント高くなっています。（図 2-7）また、高齢者の人権を守るために必要なことについて、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が最も高く 46.3%、「高齢者が経験をいかして働ける機会を確保する」の割合が 39.0%、「高齢者に対する思いやりの心を育む教育を充実する」の割合が 31.4%となっています。（図 2-8）

これらのことから、生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中でいきいきと暮らせるよう、高齢者の経済的な自立と、能力やその経験をいかした社会参加への支援が必要です。

また、認知症や寝たきり、一人暮らしなど自らの意思を表明することが困難な高齢者も増加が予測されます。このため、高齢者に対する差別や偏見の解消を図るための人権教育・啓発が必要です。

図 2-7　高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて

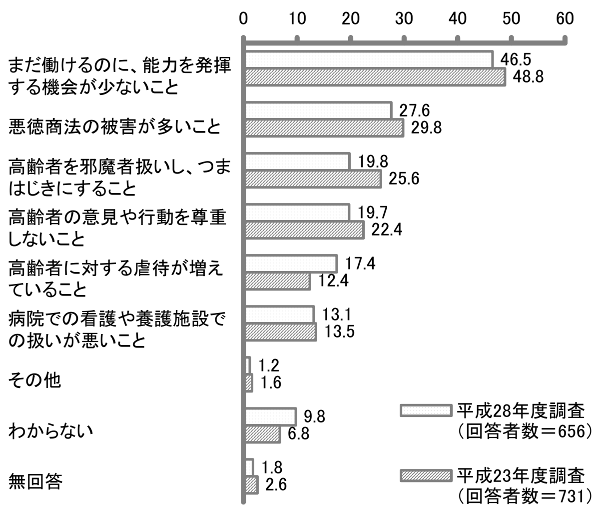

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-8　高齢者の人権を守るために必要なことについて

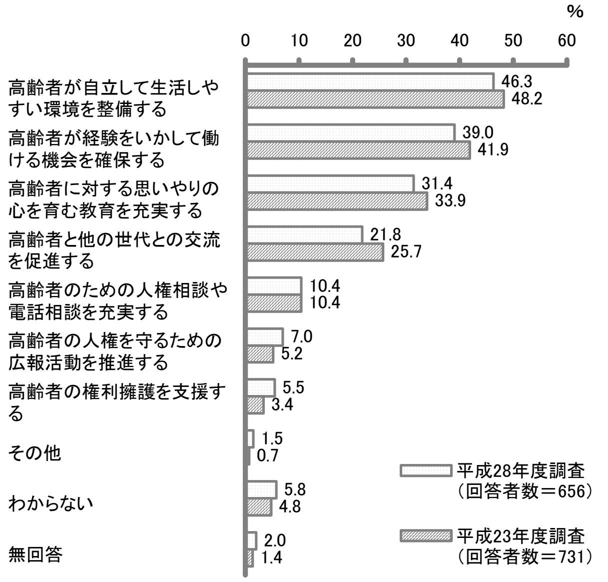

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
19	高齢者の人権についての啓発	○高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って暮らしていけるまちの実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。	市民活動推進課
20	高齢者の就労機会の拡大	○シルバー人材センターなどの活動を支援し、会員の人権に配慮した雇用・就労機会の拡大に努めます。	高齢介護課
21	高齢者の社会参加機会の拡充	○高齢者の持つ豊富な経験と知識を生かせるよう、高齢者の人権を尊重した社会参加の支援に取り組みます。	高齢介護課
22	高齢者の権利擁護	○地域包括支援センター、介護事業者や家族などとの連携を密にし、判断能力などが不十分である高齢者の権利擁護を図るとともに、介護の際の虐待などの早期発見、防止に努めます。 ○支援困難事例や権利侵害への対応について迅速に対応し、人権・権利擁護を目的として、積極的に支援を行います。	高齢介護課 地域包括支援センター

（４）障がいのある人

現状と課題

障がいのある人や高齢者にかかわらず、すべての人が共に住み、共に生きる社会を築くというノーマライゼーションの理念や、障がいの有無、年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会（ユニバーサル社会）という考えについては日常生活に浸透してきています。

国では「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」の制定、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「改正障害者雇用促進法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の施行など様々な制度改正が進められており、障がいのある人の自立と社会参加の促進が図られています。

市民意識調査によると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が最も高く 50.0%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をともなうこと」の割合が 31.1%、「就職、職場での処遇で不利益を受けること」が 28.4%となっています。（図 2-9）また、障がいのある人の人権を守るために必要なことについて、「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が最も高く 37.3%、「障がいのある人が安心して外出できるよう、バリアフリー化をすすめる」の割合が 32.3%、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の割合が 28.5%、「障がいのある人が地域活動等に参加しやすい環境を整備する」の割合が 24.4%となっています。（図 2-10）

障がいのある人が住み慣れた地域

図 2-9　障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて

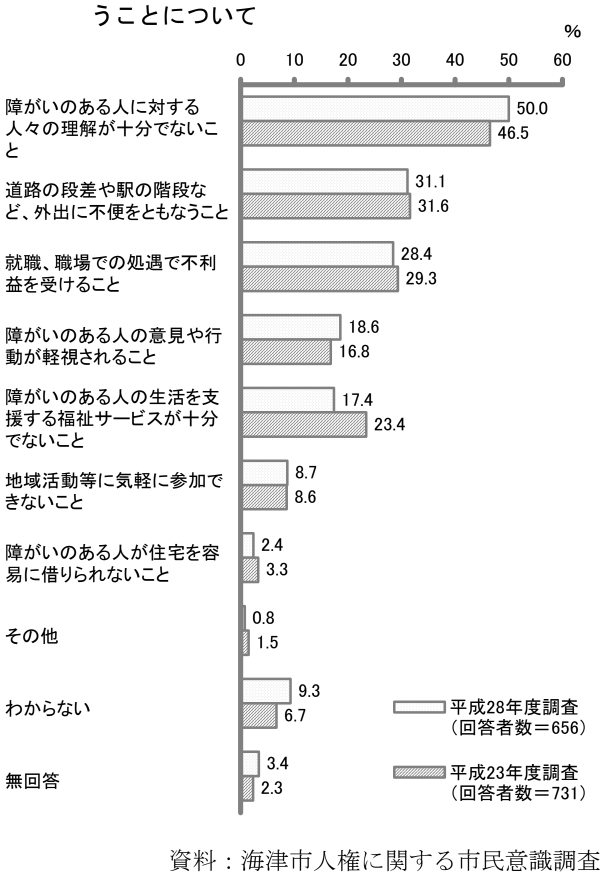

資料：海津市人権に関する市民意識調査

で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実を図ることが必要です。また、市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深めるように市報や市ホームページなどを積極的に活用し、啓発や交流事業を推進することが必要です。

図 2-10　障がいのある人の人権を守るために必要なことについて

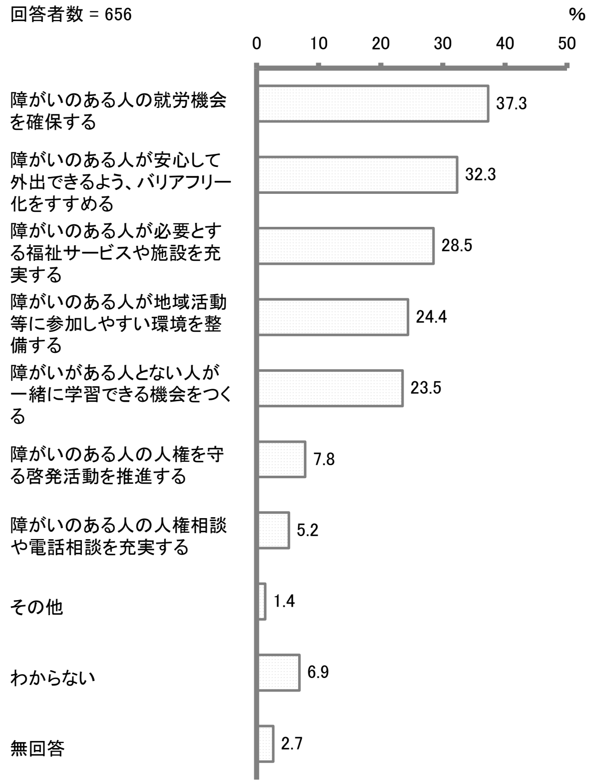

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
23	発達障がい児（者）への支援の充実	○発達支援センターくるみを中心に、関係機関の連携による発達障がい等の早期発見・早期療育の推進と、乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせたとぎれのない支援を行います。	社会福祉課
24	障がいのある人の就労機会の拡大	○障がいのある人の自立を促進するため、西濃地域障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所等と連携し、一般企業への就労や福祉的就労への啓発を図り、障がいのある人の個性と能力に応じた就労・雇用機会の提供に努めます。	社会福祉課

No.	推進施策	内容	担当課
25	障がいのある人の権利擁護	○相談窓口の充実を図るとともに、事業者や家族、関係機関が連携し支援を行い、虐待などの発見・防止に努めます。 ○虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の周知啓発を図ります。 ○障がいのある人への理解、差別や偏見解消のため、障害者差別解消法の周知啓発を図ります。	社会福祉課

（５）同和問題

現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和問題に対する差別や偏見の意識は、時代を経て全体的には解消に向かいつつあると言われていますが、今日でも結婚問題をはじめとする様々な差別が根強く残り、新たにインターネット上での差別事象などが発生しています。また、この問題の解消を妨げる原因のひとつに「えせ同和行為」があります。この行為は、同和問題の解決に真摯に向き合い、人権教育、人権啓発に取り組んできた人々の行為を台無しにするだけでなく、この問題を間違っ

図 2-11　同和問題の解決に向けて必要なことについて

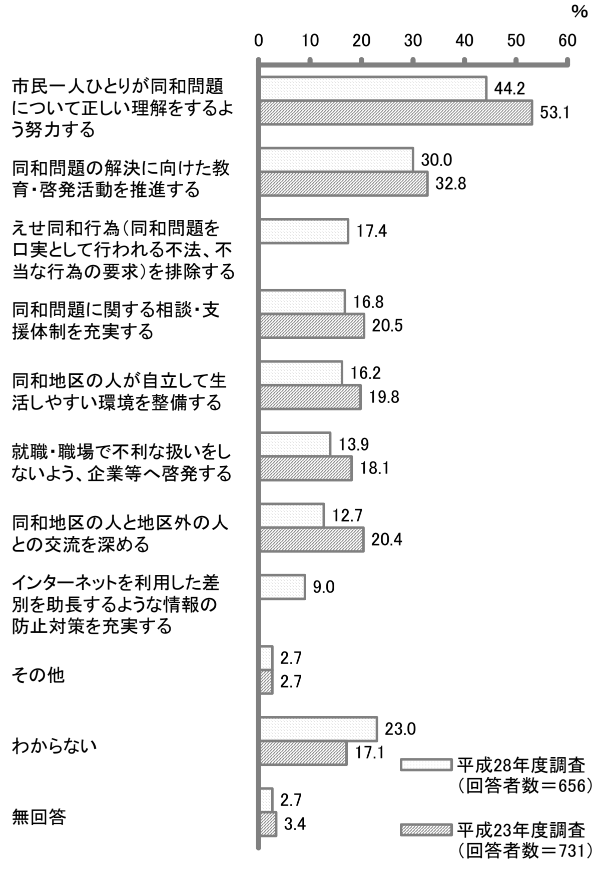

注）平成 23 年度調査では「えせ同和行為（同和問題を口実として行われる不法、不当な行為の要求）を排除する」「インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する」の選択肢はありません。

資料：海津市人権に関する市民意識調査

た方向に導くなど大きな阻害要因となっており、行政や団体、企業は、密接に連携してこうした行為に毅然たる態度で対処することが重要です。

市民意識調査によると、同和問題の解決に向けて必要なことについて、「市民一人ひとりが同和問題について正しい理解をするよう努力する」の割合が最も高く 44.2%、「同和問題の解決に向けた教育・啓発活動を推進する」の割合が 30.0%、「えせ同和行為（同和問題を口実として行われる不法、不当な行為の要求）を排除する」の割合が 17.4%、「同和問題に関する相談・支援体制を充実する」の割合が 16.8%となっています。（図 2-11）そして同和問題の解決に向けて自身がのぞむ姿勢について、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が最も高く 35.8%となっています。（図 2-12）また、同和問題の解決に人々の関心を高める有効な方法について、「テレビ・ラジオによる啓発を行う」の割合が最も高く 29.7%、「新聞・雑誌による啓発を行う」の割合が 23.5%、「市の広報紙等による啓発を行う」の割合が 19.8%、「講演会・研修会・シンポジウムを開催する」の割合が 19.5%となっています。（図 2-13）

図 2-12　同和問題の解決に向けて自身がのぞむ姿勢について

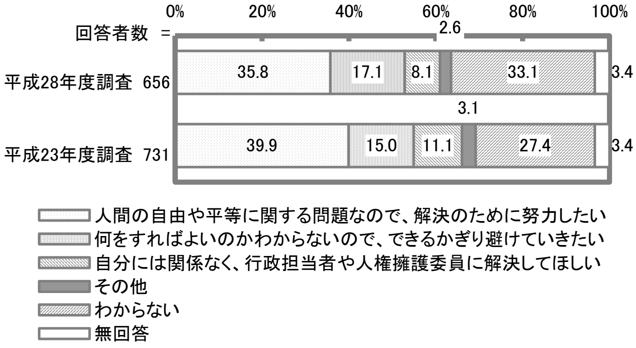

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-13　同和問題の解決に人々の関心を高める有効な方法について

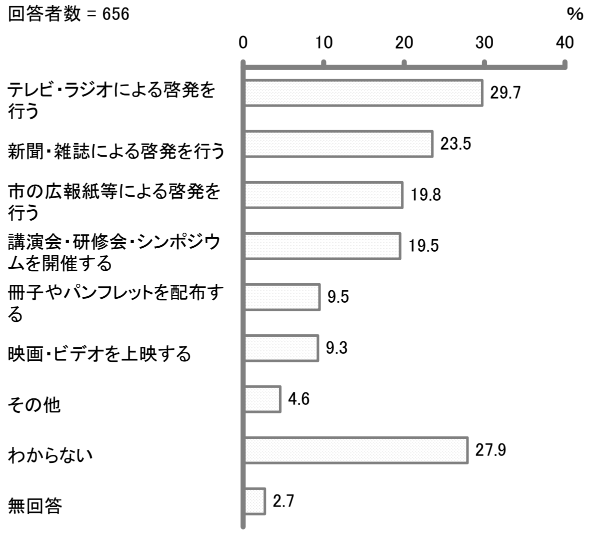

資料：海津市人権に関する市民意識調査

平成 28（2016）年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行され、相談体制の充実、また教育や啓発について規定を設け、それぞれの役割分担を踏まえて、実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとしています。

このようなことから、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動の推進とともに、同和問題に関する相談・支援体制の充実や同和問題を市民一人ひとりが正しく理解して自分自身の問題として取り組むために、市の広報紙等による啓発や講演会・研修会・シンポジウムの開催が必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
26	同和問題についての啓発	○同和問題の早期解決をめざして、正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、「人権・同和問題講演会」をはじめ、啓発の充実に努めます。 ○人権や同和問題に関するポスター、標語の優秀作品を掲載したクリアファイルを市内小学校６年生、中学生に配布するなど、人権への関心を高めます。 ○公正採用選考人啓発推進委員を置く企業へ、海津市人権・同和問題講習会の開催案内を送付します。 ○市内企業や事業者が集まる会議において、公正採用選考人啓発推進委員制度の周知を図ります。	市民活動推進課 社会教育課 商工観光課
27	人権・同和教育の充実	○同和問題に関する市民の正しい理解と認識の高揚を図ります。 ○人権・同和教育についても支援に努めます。	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課
28	インターネット上の人権侵害の解消	○インターネットを利用した差別的な情報の掲載に対して、人権侵害としての調査や人権相談など、事案に応じて迅速に対応できるよう、国・岐阜県ならびに関連機関などと連携の強化を図ります。	市民活動推進課
29	えせ同和行為の排除	○各種団体・関係機関などとの連携の強化による適切な対応と被害の未然防止に努めます。	市民活動推進課

（６）外国人

現状と課題

我が国に入国する外国人は増加しており、平成 27 年には 1,969 万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、平成 28 年６月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

本市の外国人登録者数は平成 28 年 10 月１日現在で 442 人となっており、年々減少傾向にありますが、経済・社会情勢の変化により、今後、市内の外国人居住者数は増加していくことも考えられます。

市民意識調査によると、外国人の人権問題で問題があると思うことについて、「外国人に対するまわりの理解が十分ではないこと」の割合が最も高く 42.5%、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」の割合が 38.4%、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれてい

図 2-14　外国人の人権問題で問題があると思うことについて

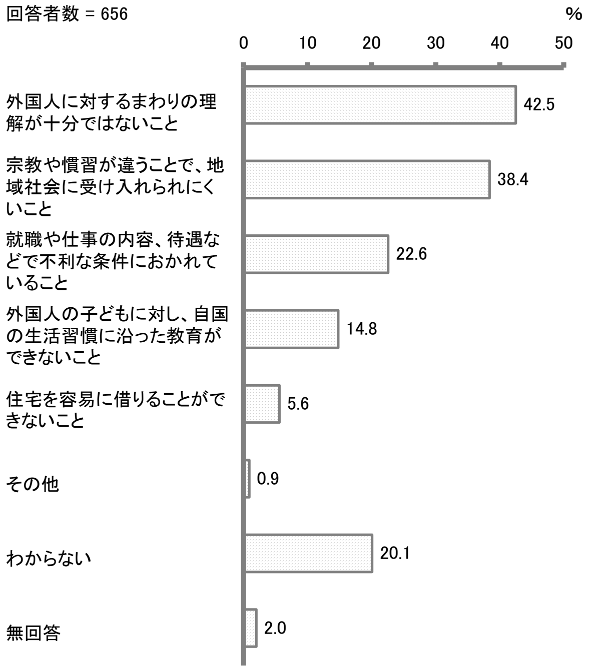

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-15　外国人の人権を守るために必要なことについて

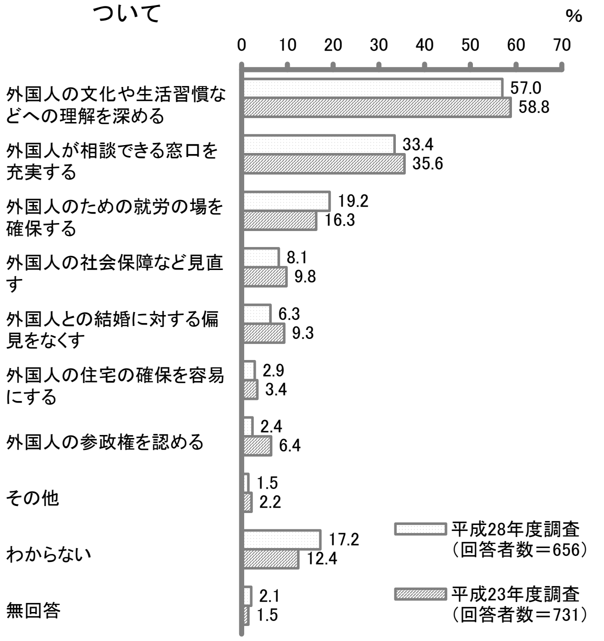

資料：海津市人権に関する市民意識調査

ること」の割合が22.6%となっています。（図2-14）また、外国人の人権を守るために必要なことについて、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が最も高く57.0%、「外国人が相談できる窓口を充実する」の割合が33.4%、「外国人のための就労の場を確保する」の割合が19.2%となっています。（図2-15）

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するためには、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重し合う意識や態度を育くみ、また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐために、日本語学習の機会や相談窓口の充実、外国籍の児童生徒に対する学習支援を図ることが必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
30	外国人の人権についての啓発	○宗教や習慣などの違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に努めます。	市民活動推進課
31	言葉に対する支援の充実	○相談窓口の充実や広報などの各種情報の多言語化を図ります。	各　　課
32	日常生活に対する支援の充実	○地域における日常生活のルールやマナーなどの情報提供、日常生活に対する支援やサービスについて周知を図ります。	各　　課

（７）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

現状と課題

エイズは、ＨＩＶ（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって免疫力が下がることにより、発症する様々な病気の総称のことです。

近年、ＨＩＶ感染者、エイズ患者は、年々、増加傾向にあります。ＨＩＶは非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染することはありません。しかし、エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。現在も多くの人の無理解により、感染者や患者は一人で悩み、孤立する傾向があります。

ハンセン病患者については、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関わる法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されています。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。さらに、現在もなおハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別の解消には至っていません。

市民意識調査によると、感染症患者（ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者等）の人権で問題があると思うことについて、「世間から好奇または偏見の目で見られること」の割合が最も高く49.7%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が43.6%、「差別的な発言・行動を受けること」の割合が 38.0%と前回調査と同様の傾向となっています。（図2-16）また、感染症患者（ＨＩＶ感

図 2-16　感染症患者（ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者等）の人権で問題があると思うことについて

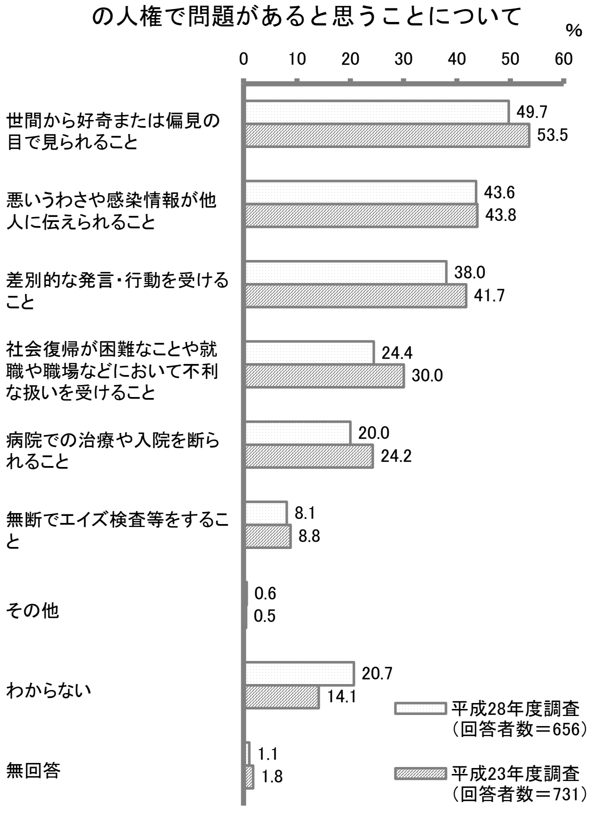

資料：海津市人権に関する市民意識調査

染者、ハンセン病患者等）の人権を守るために必要なことについて、「感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する」の割合が最も高く50.6％、「学校における感染症に関する正しい知識を教育する」の割合が46.8％、「プライバシーに配慮した医療体制・カウンセリング体制を充実する」の割合が33.5％となっています。（図2-17）

　このようなことから、感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられ、患者や元患者、家族などの人権に十分に配慮しながら、正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚を図る啓発が必要です。

図 2-17　感染症患者（ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者等）の人権の人権を守るために必要なことについて

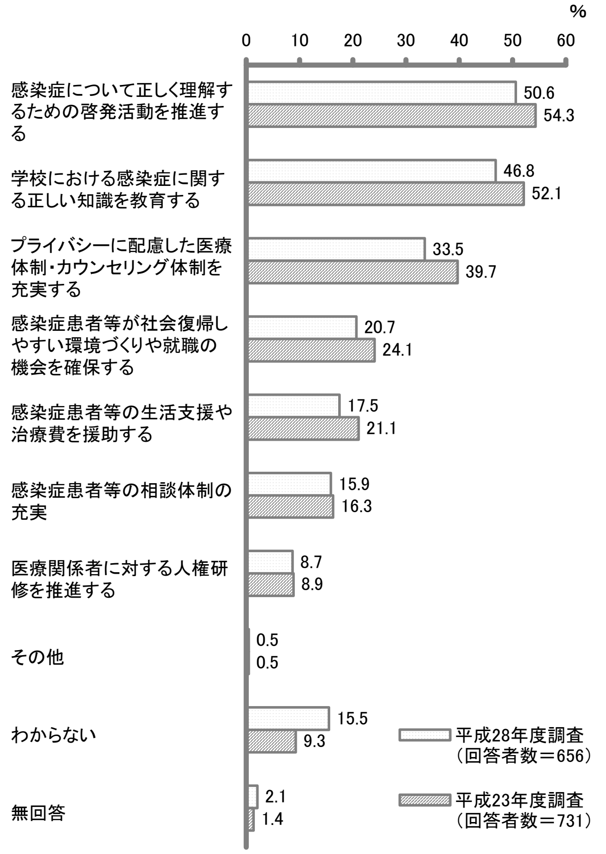

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
33	ＨＩＶ感染症・ハンセン病に関する啓発	○患者や回復者に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発に努めます。 ○国・県等の活動に合わせ、市報やメール配信、市ホームページ、各種イベント等、様々な機会を通じて、ポスター掲示やパンフレット配布などを実施し、啓発に努めます。	健康課
34	人権教育の充実	○学校教育・社会教育・就労に関係する課や団体等との連携を図り、ＨＩＶ感染症・エイズ・ハンセン病などに対する正しい知識の普及を図ります。	健康課

（8）刑を終えて出所した人

現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意思があっても、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があり、地域社会への受け入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題点について、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が最も高く 52.3%、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が 45.7%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が 26.5%となっています。（図 2-18）また、刑を終えて出所した人たちが会社に復帰するのを援助する更生保護活動をする人は立派だと思うが、自分にはできない人が 43.6%となっています。（図 2-19）

図 2-18　罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題点について

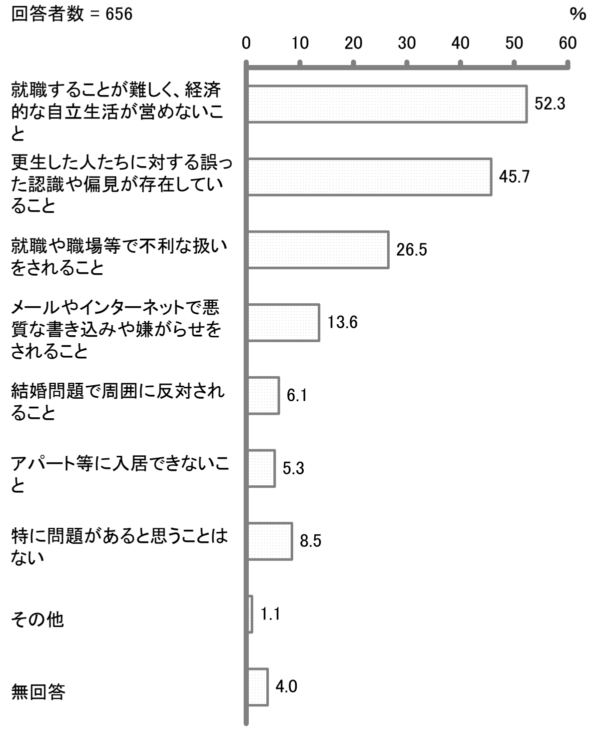

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-19　刑を終えて出所した人たちが会社に復帰するのを援助する更生保護活動について

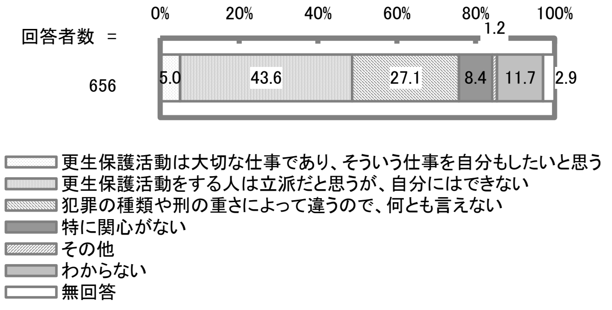

資料：海津市人権に関する市民意識調査

刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切であり、差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行うなど、復帰しやすい環境づくりに努めることが必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
35	刑を終えて出所した人に関する啓発	○社会を明るくする運動海津市推進大会や街頭啓発などを実施し、罪を犯した人たちの更生に理解を深める啓発に努めます。	社会福祉課
36	相談・支援体制の充実	○法務省等の関連機関や団体などとの連携に努めます。 ○更生保護に関わる保護司会、更生保護女性会との連携に努めます。	社会福祉課

（９）犯罪被害者等

現状と課題

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、犯罪事件の陰に不法な行為により、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者等の人権が侵害されている問題が現実に存在します。

犯罪被害者やその家族の人たちには、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題があります。

国では、「犯罪被害者等基本法」を施行、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させる施策を推進しています。

図 2-20　犯罪被害者とその家族の人権問題の問題点について

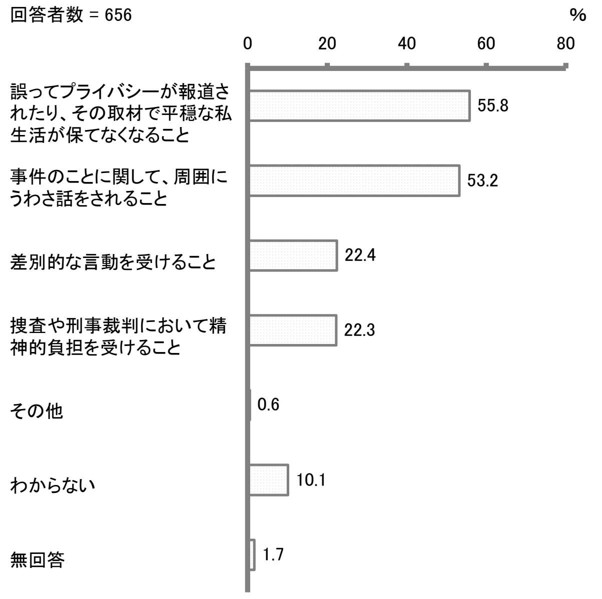

資料：海津市人権に関する市民意識調査

市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題の問題点について、「誤ってプライバシーが報道されたり、その取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が最も高く 55.8%、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」の割合が 53.2%、「差別的な言動を受けること」の割合が 22.4%、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」の割合が 22.3%となっています。（図 2-20）

また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」の割合が最も高く 36.4%、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」の割合が 28.2%、「学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育を行う」の割合が 24.1%となっています。（図 2-21）

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもちろんのこと、学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育が必要です。また、犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制の充実が必要です。

図 2-21　犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて

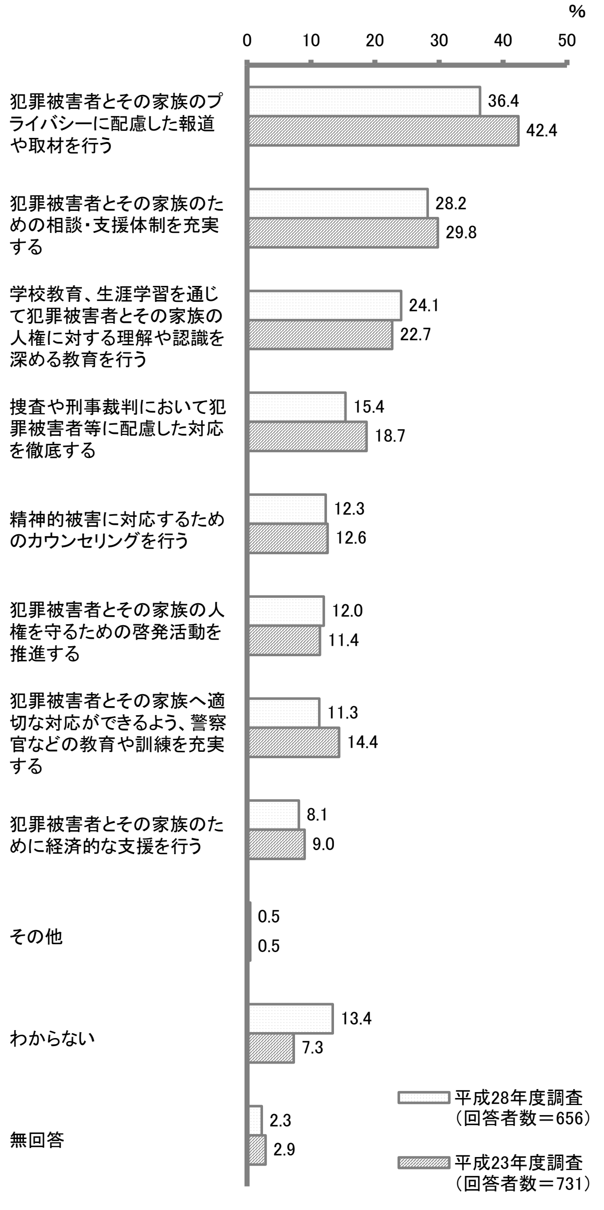

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
37	犯罪被害者等に関する啓発	○行き過ぎた取材や報道を自粛するようマスメディアに促します。	市民活動推進課
38	相談・支援体制の充実	○相談・支援業務を行っている専門機関・関連機関などとの連携の強化、各種相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課

（10）インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

国は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」「個人情報保護法」「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（有害サイト規制法）」を施行するなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

図 2-22　インターネットによる人権侵害の問題点について

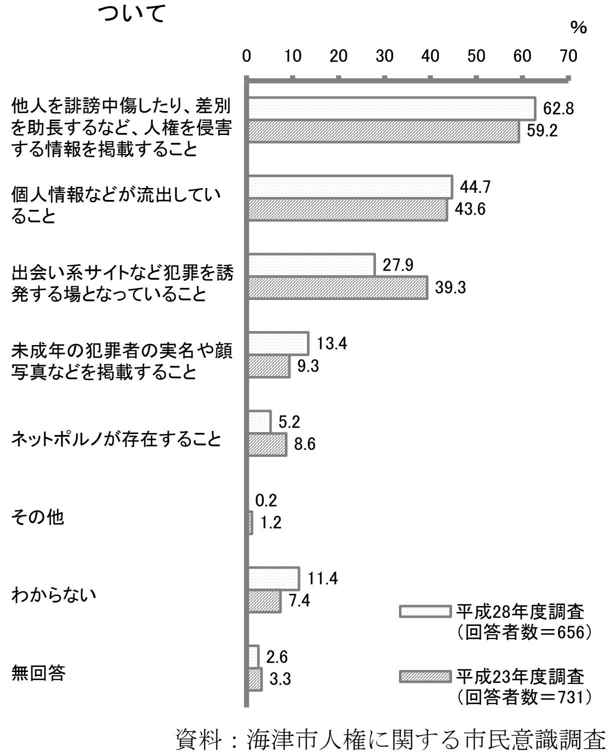

資料：海津市人権に関する市民意識調査

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題点について、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が最も高く62.8%、「個人情報などが流出していること」の割合が44.7%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」の割合が 27.9%となっています。（図 2-22）また、インターネットによる人権侵害を防止または解決するために必要なことについて、「情報発信者が特定できたり、管理者に情報の削除義務を負わせる新たな法律を作る」の割合が最も高く53.8%、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の割合が48.2%、「インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」の割合が13.3%、「プロバイダや掲示板等の管理者に対し情報の削除を求める」の割合が12.5%となっています。（図 2-23）

図 2-23　インターネットによる人権侵害を防止または解決するために必要なことについて

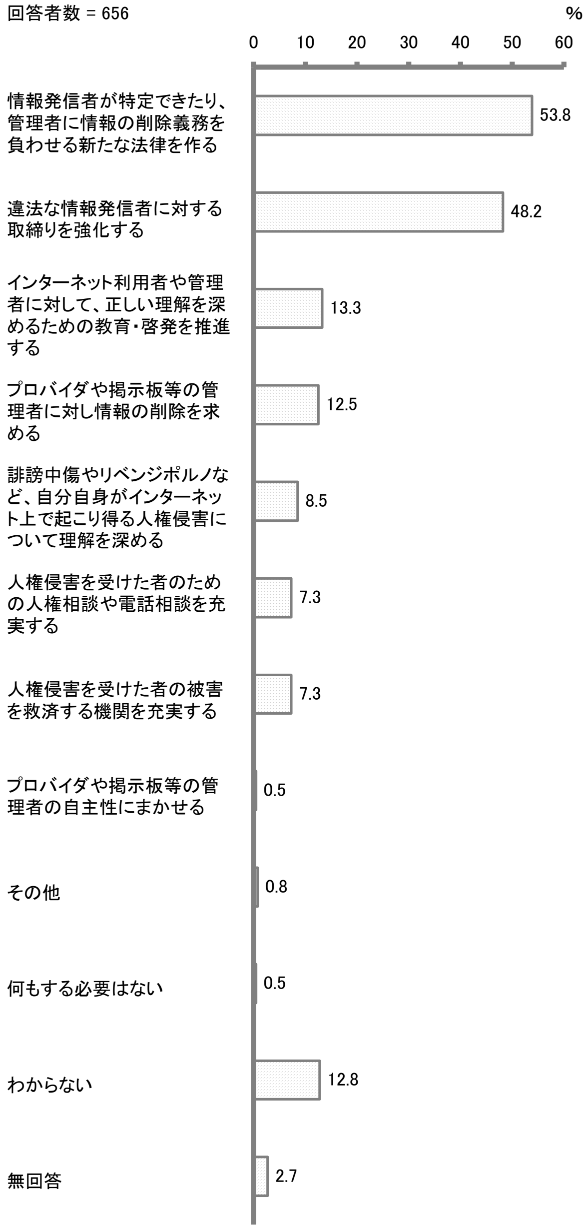

資料：海津市人権に関する市民意識調査

インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を強化するとともに、利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
39	情報と人権侵害との関連についての啓発	〇個人のプライバシーや人権の尊重について、正しい理解のための啓発活動の充実を図ります。	市民活動推進課
40	個人情報保護の推進	〇インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関連機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	市民活動推進課
41	情報教育の推進	〇学校での情報教育において、インターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習に努めます。	学校教育課

（11）北朝鮮当局による拉致問題等

現状と課題

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていますが、これらの多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成３年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成 14 年９月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年 10 月に５名の拉致被害者が帰国しましたが、平成 22 年までに 17 名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定しています。しかし、その方たちについては、いまだに納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。言うまでもなく、拉致は重大な人権の侵害行為です。

北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～12 月 16 日）が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
42	拉致被害者の人権についての啓発	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する関心と認識を深めていくための啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

（12）その他の人権

現状と課題

＜アイヌの人々＞

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近年に至るまで、生活上の格差が存在し、多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語が話せる人も極めて少数となり、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。

平成９年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが求められました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。

＜ホームレス＞

やむを得ない事情でホームレスとなった人々の中には、就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、偏見・差別の対象となることが少なくなく、また、嫌がらせや暴行を加える事件がたびたび発生しています。そのため、国では、平成14年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を施行し、平成24年６月にその期限を５年間延長し、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を定めました。

図 2-24　ホームレスの人権問題の問題点について

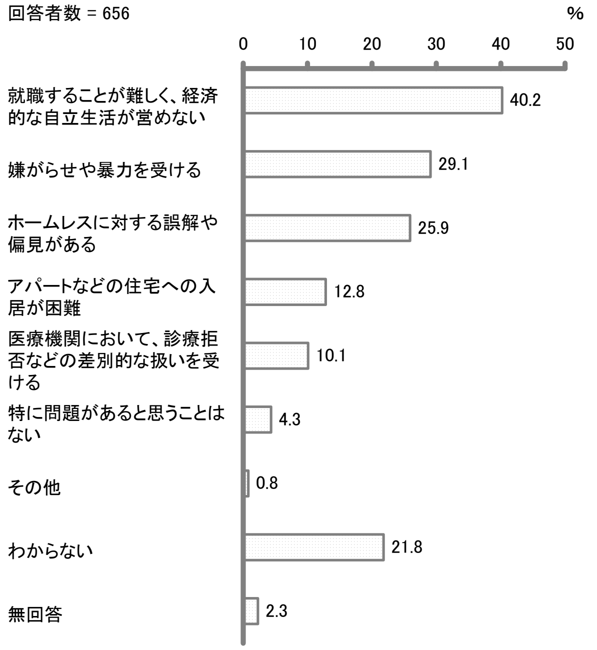

資料：海津市人権に関する市民意識調査

市民意識調査によると、ホームレスの人権問題の問題点について、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」の割合が最も高く40.2%、「嫌がらせや暴力を受ける」の割合が 29.1%、「ホームレスに対する誤解や偏見がある」の割合が25.9%となっています。（図 2-24）また、ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて、「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」の割合が最も高く38.7%、「安定した住居を確保する」の割合が 32.3%、「ホームレスのための人権相談体制を充実する」の割合が 21.5％となっています。（図 2-25）

図 2-25　ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて

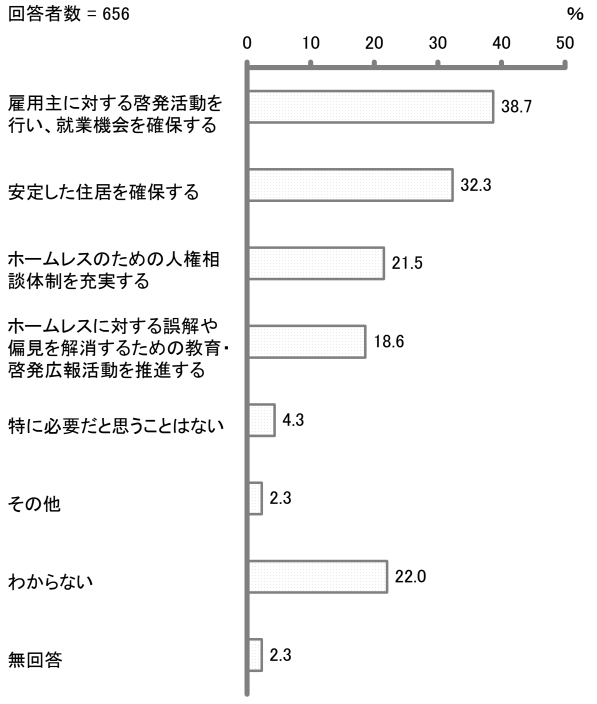

資料：海津市人権に関する市民意識調査

ホームレスの問題は個人の責任だけに帰すのではなく、社会全体の課題として考え、ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、関係機関と連携した相談や自立に向けた支援、救済活動が求められています。

＜性同一性障がい＞

性同一性障がいとは、生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。性同一性障がいの人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

市民意識調査によると、性同一性障がいの人権問題の問題点について、「性同一性障がいに対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」の割合

が最も高く 53.0%、「性的異常者とみなされ嫌がらせをされたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が 26.1%、「性別変更などの法律が不十分なこと」の割合が16.9%となっています。(図 2-26)

また、性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて、「性同一性障がい者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く43.3%、「性同一性障がい者に関する法的認知・保護を行う」の割合が33.8%、「性同一性障がい者のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が 18.6%となっています。(図 2-27)

偏見や嫌がらせ、差別等の社会生活上の制約の解消に向け、正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組む必要があります。

図 2-26 性同一性障がいの人権問題の問題点について

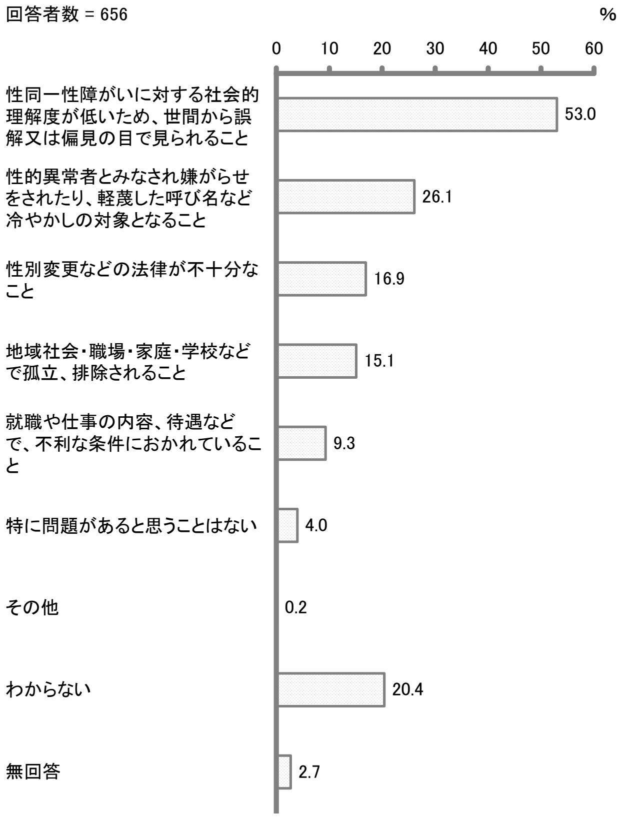

資料:海津市人権に関する市民意識調査

図 2-27 性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて

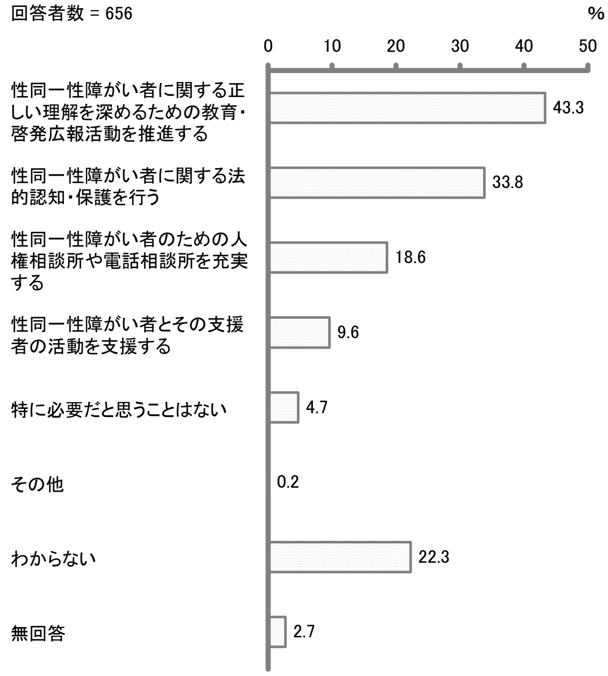

資料:海津市人権に関する市民意識調査

＜性的指向の異なる人＞

性的指向を持つ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。

市民意識調査によると、性的指向の異なる人の人権問題の問題点について、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が最も高く 48.6%、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が 32.2%、「法律が整備されていないこと」の割合が 20.6%となっています。（図 2-28）また、性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて、「性的指向の異なる人に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く 38.7%、「性的指向の異なる人に関する法的認知・保護を行う」の割合が 32.8%、「性的指向の異なる人のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が 18.0%となっています。（図 2-29）

性についての多様性があることへの理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別と偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会であることが必要です。

図 2-28　性的指向の異なる人の人権問題の問題点について

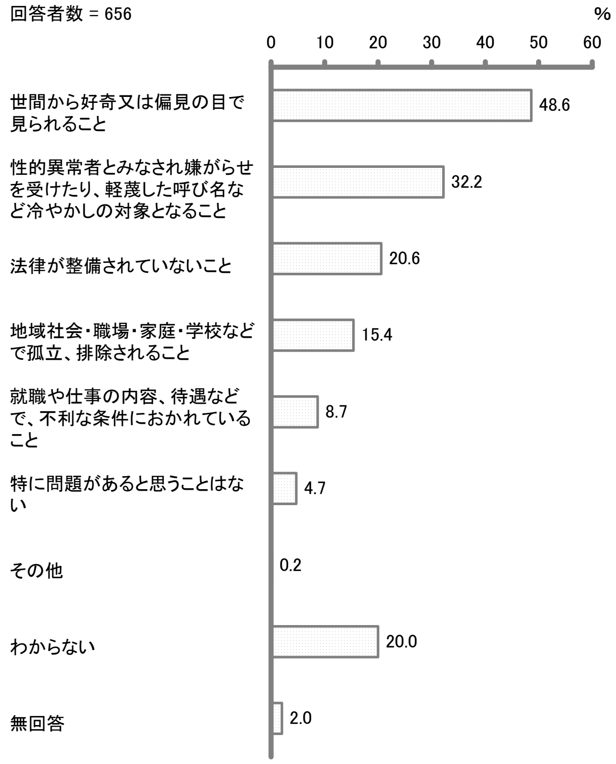

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 2-29　性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて

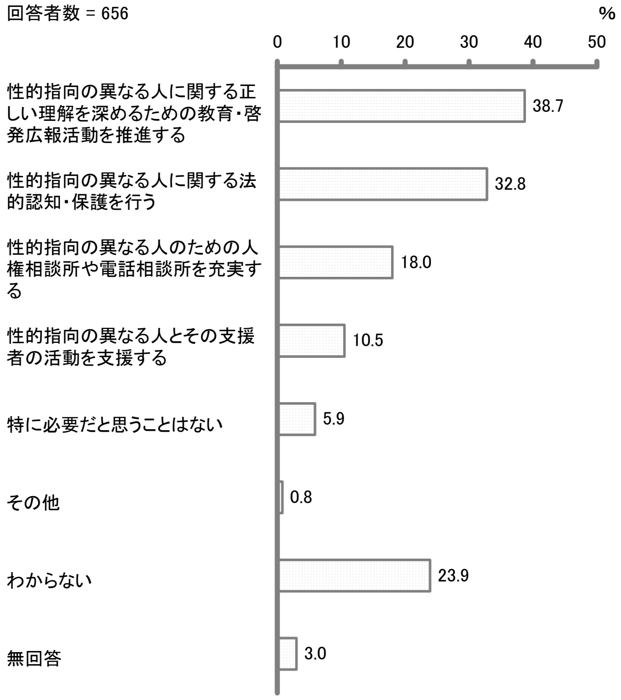

資料：海津市人権に関する市民意識調査

施策の方向

No.	推進施策	内容	担当課
43	人権についての啓発活動の充実	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、様々な人権についての正しい理解を深めるため、多様な機会を通した啓発活動を推進します。	市民活動推進課
44	人権相談の充実	○多様な人権問題に関する相談機関・窓口で効果的な周知啓発を図ります。	市民活動推進課

第３章　計画の推進

１．推進体制

本市では、関係部局や関係市民団体の代表者等から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置し、様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権・同和行政を総合的かつ効果的な推進を図ります。また、関係部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」が、役割分担の明確化と緊密な連携を図り、人権教育・啓発活動の計画的な推進に努めます。

２．関係機関との連携

人権教育・啓発の推進にあたり、国、岐阜県などの関係機関と連携を図り、それぞれの目的に向けて協力するため、人権に関わる団体などに対して、それぞれの人権施策の取り組みに対する役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

本市は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成員として、岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町と連携を取り、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に関係機関などとの連携も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

３．人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進にあたっては、あらゆる人々を対象とした人権教育に取り組む必要があります。その中でも、市民サービスを担う公務員、人の命や健康に深く関わる医療・福祉関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、その職務を遂行するうえで、人権尊重の理念を正しく理解する必要があります。

そのため、本市では、市職員及び市内小・中学校の教職員に対して、講演会あるいは研修会への参加を通して人権感覚の涵養と人権意識の高揚を図ることとしています。

また、市内の事業所や関係機関における人権研修への取り組みを積極的に推進し、必要な支援を行います。

４．計画の見直し

市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」において、計画の検討、見直しなどを行います。

本計画の内容については、内部の定期的な点検による取り組み状況の把握や評価、市民意識調査などを行い、課題の洗い直しや対策の検討を深めることで、計画をより良い改善に向けた見直しを行います。